

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及び新制度研修（以下「各種研修」という。）は、公認会計士にあつては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあつては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、受講者の同意に基づき日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。

2 同意方法

各種研修の申込フォームの同意欄に、必要事項を記入します。
(記入例は、以下のとおりです。)

6. 研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）

※詳細は当委員会HP（https://www.soumu.go.jp/main_content/000996266.pdf）に掲載の「研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について（公認会計士及び税理士のみ）」をご確認ください。
※日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。◇

同意する

同意しない

7. 6.で「同意する」と回答された方で、日本公認会計士協会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、公認会計士研修登録番号（半角）で記載ください。

123456

8. 6.で「同意する」と回答された方で、日本税理士会連合会に対して研修単位の認定に必要な情報を当委員会から提供することを希望される場合は、税理士登録番号（半角）で記載ください。

78910

①同意する場合、同意するを選択してください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込フォームによってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込においても同意するを選択してお申込みください。
- (2) 公認会計士にあつては、集合研修に限り、本制度が利用可能です。リモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 9階

電話：03-5253-5598（直通）

E-mail：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp